

体験型コンテンツ冬季誘客促進事業業務委託 企画提案コンペ 審査会設置要領

第1条（目的）

この要領は、体験型コンテンツ冬季誘客促進事業業務の契約候補者を選定するための審査方法等を定める。

第2条（審査会及び審査員）

審査会は、次の者をもって構成する。

- （１）審査員長 観光文化スポーツ部 次長
- （２）審査員 誘客推進課 課長
- （３）審査員 誘客推進課 政策監
- （４）審査員 一般社団法人秋田県観光連盟 専務理事

2 なお、審査会当日の審査が難しい等、審査員を変更する必要がある場合は、審査員長が代理の者を選定することとする。

第3条（所掌事務）

審査会は、次の事項を所掌する。

- （１）企画提案書等及びプレゼンテーションの評価
- （２）委託候補者の選定

第4条（評価項目及び評価基準等）

1 審査員は、次に定める評価項目に基づいて採点を行う。

- （１）目的や期待する効果の実現性
- （２）コストの優位性
- （３）実施体制の妥当性
- （４）加点措置

ア 賃金水準の向上

イ 女性の活躍推進

2 審査員は、次の評点判断基準により５段階で評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取り組みについては、【資料１】企画提案コンペ実施要領４（６）（オ）及び（カ）に記載する条件を満たした項目について、審査票の評価基準に基づき評価点を算出する。

５段階評価	評点判断基準
５	特に優れている
４	優れている
３	標準
２	やや劣っている
１	劣っている

第5条（選定方法）

- （１）全てのプレゼンテーション、ヒアリング終了後、事務局が審査票を回収し、これを合計して得点とする。

- (2) 審査員毎に算出した得点を提案者毎に集計し、総得点が高い順に順位をつけることとし、第1順位者を委託候補者として選定する。
- (3) ただし、第1順位者が、個別の審査項目の点数が著しく低い場合や過半数の審査員が最も高い点数を付与した者と異なる場合等、検討の必要があると判断される場合は、審査員の合議により委託候補者を選定することができる。
- (4) 第1順位者が複数の場合は、審査員の合議により決定する。
- (5) 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- (6) 企画提案書提出者が1者である場合も審査を行い、委員毎の評価や意見をもとに、業務遂行能力の有無を判断する。

第6条（審査会の庶務）

審査会の庶務は、秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課が行う。

第7条（その他）

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。